

横浜市環境影響評価条例の一部改正【新旧対照表】

※下線部分が改正箇所

旧条例	改正条例（平成 25 年 4 月一部施行、平成 25 年 7 月全部施行）
（配慮書の作成等） 第 8 条（第 1 項省略） 2 前項の規定により計画段階配慮を行った計画段階事業者は、配慮指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画段階配慮書（以下「配慮書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。 (1) 計画段階事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） (2) 事業の名称、種類及び規模並びに事業を実施しようとする区域 (3) 事業の目的及び内容 (4) 事業の計画を立案した経緯 (5) 事業を実施しようとする区域及びその周囲の概況 (6) 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容 (7) その他規則で定める事項	（配慮書の作成等） 第 8 条（第 1 項省略） 2 前項の規定により計画段階配慮を行った計画段階事業者は、配慮指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画段階配慮書（<u>第 57 条の 2 を除き、</u>以下「配慮書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。 (1) 計画段階事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） (2) 事業の名称、種類及び規模並びに事業を実施しようとする区域 (3) 事業の目的及び内容 (4) 事業の計画を立案した経緯 (5) 事業を実施しようとする区域及びその周囲の概況 (6) 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容 (7) その他規則で定める事項
（方法書の周知等） 第 19 条 事業者は、前条第 1 項の規定による公告の日から 10 日以内に、対象事業の実施により環境に著しい影響があると見込まれ、方法書の内容について周知を図る必要がある地域として規則で定める基準に従って事業者が定めた地域（以下「方法書対象地域」という。）内に居住する者及び方法書対象地域内に事務所又は事業場を有する者又は法人その他の団体（法人その他の団体にあっては、定款その他の規約により代表者が定められているものに限る。）に対し、当該方法書の概要を周知しなければならない。 （第 2 項省略）	（方法書の周知等） 第 19 条 事業者は、前条第 1 項の規定による公告の日から 10 日以内に、対象事業の実施により環境に著しい影響があると見込まれ、方法書の内容について周知を図る必要がある地域として規則で定める基準に従って事業者が定めた地域（以下「方法書対象地域」という。）内に居住する者及び方法書対象地域内に事務所又は事業場を有する者又は法人その他の団体（法人その他の団体にあっては、定款その他の規約により代表者が定められているものに限る。<u>以下「方法書対象市民等」という。</u>）に対し、当該方法書の概要を周知しなければならない。 （第 2 項省略）
	（方法書説明会の開催等） <u>第 19 条の 2 事業者は、第 18 条第 1 項の公告の日から 30 日以内に、方法書対象地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、方法書対象地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、方法書対象地域以外の地域において開催することができる。</u>

	<u>2 事業者は、方法書説明会を開催する場合は、その開催を予定する日時、場所その他規則で定める事項を記載した書面を、速やかに、市長に提出するとともに、方法書説明会の開催を予定する日の10日前までに、これらの事項を方法書対象市民等に周知させなければならない。</u> <u>3 事業者は、天災その他その責めに帰することができない事由により、前項の規定による周知をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出るとともに、第18条第1項の縦覧期間内に、方法書の概要を記載した書類の提供その他の方法により、方法書の記載事項を周知させるよう努めなければならない。</u> <u>4 事業者は、方法書説明会が終了したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した書面を市長に提出しなければならない。</u> <u>(1) 方法書説明会の開催に関する周知結果</u> <u>(2) 方法書の概要に関する周知結果</u> <u>(3) 方法書説明会の開催状況並びに質疑及び意見の概要</u>
(準備書の作成等) 第24条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、技術指針で定めるところにより、当該環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(第59条を除き、以下「準備書」という。)を作成し、速やかに、市長に提出しなければならない。 (1) 第17条第1項第1号から第4号までに掲げる事項 <u>(2) 第20条第1項の意見の概要</u> <u>(3) 方法市長意見書に記載された市長の意見</u> <u>(4) 前2号の意見についての事業者の見解</u> <u>(5) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容</u> <u>(6) 環境影響評価項目並びに調査、予測及び評価の手法</u> <u>(7) 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの</u> ア 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価項目ごとにとりまとめたもの(環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。) イ 環境の保全のための措置(当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。) ウ イに掲げる措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置 エ 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 オ 事後調査の実施に関する事項 <u>(8) その他規則で定める事項</u>	(準備書の作成等) 第24条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、技術指針で定めるところにより、当該環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(第59条を除き、以下「準備書」という。)を作成し、速やかに、市長に提出しなければならない。 (1) 第17条第1項第1号から第4号までに掲げる事項 <u>(2) 第19条の2第4項第3号に掲げる事項</u> <u>(3) 第20条第1項の意見の概要</u> <u>(4) 方法市長意見書に記載された市長の意見</u> <u>(5) 前3号の意見についての事業者の見解</u> <u>(6) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容</u> <u>(7) 環境影響評価項目並びに調査、予測及び評価の手法</u> <u>(8) 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの</u> ア 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価項目ごとにとりまとめたもの(環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。) イ 環境の保全のための措置(当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。) ウ イに掲げる措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置 エ 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 オ 事後調査の実施に関する事項 <u>(9) その他規則で定める事項</u>

(説明会の開催等) 第27条 (第1項省略) 2 事業者は、説明会を開催する場合は、その開催を予定する日時、場所その他規則で定める事項を記載した書面を、速やかに、市長に提出するとともに、説明会の開催を予定する日の10日前までに、これらの事項を対象市民等に周知させなければならない。 3 事業者は、天災その他その責めに帰することができない事由により、前項の規定による周知をした説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出るとともに、第25条第1項の縦覧期間内に、準備書の概要を記載した書類の提供その他の方法により、準備書の記載事項を周知させるよう努めなければならない。 4 事業者は、説明会が終了したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した書面を市長に提出しなければならない。 (1) 説明会の開催に関する周知結果 (2) 準備書の概要に関する周知結果 (3) 説明会の開催状況並びに質疑及び意見の概要	(説明会の開催等) 第27条 (第1項省略) 2 第19条の2第2項から第4項までの規定は、前項の規定により事業者が説明会を開催する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「方法書説明会」とあるのは「説明会」と、同条第2項中「方法書対象市民等」とあるのは「対象市民等」と、同条第3項中「第18条第1項」とあるのは「第25条第1項」と、「方法書の」とあるのは「準備書の」と、同条第4項中「方法書の」とあるのは「準備書の」と読み替えるものとする。 ※削除
(評価書の作成等) 第32条 事業者は、前条第1項の規定による審査書の送付を受けた場合は、これを勘案するとともに、説明会での質疑及び意見並びに第28条第1項の意見が述べられたときはこれに配意して、準備書の記載事項について検討を加え、次に掲げる事項を記載した環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成し、速やかに、市長に提出しなければならない。 (1) 第24条各号に掲げる事項 (2) 第27条第4項第3号に掲げる事項 (3) 第28条第1項の意見の概要 (4) 審査書に記載された市長の意見 (5) 前3号に掲げる事項についての事業者の見解 (6) その他市長が必要と認める事項	(評価書の作成等) 第32条 事業者は、前条第1項の規定による審査書の送付を受けた場合は、これを勘案するとともに、説明会での質疑及び意見並びに第28条第1項の意見が述べられたときはこれに配意して、準備書の記載事項について検討を加え、次に掲げる事項を記載した環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成し、速やかに、市長に提出しなければならない。 (1) 第24条各号に掲げる事項 (2) 第27条第2項において準用する第19条の2第4項第3号に掲げる事項 (3) 第28条第1項の意見の概要 (4) 審査書に記載された市長の意見 (5) 前3号に掲げる事項についての事業者の見解 (6) その他市長が必要と認める事項
(港湾環境影響評価その他の手続) 第50条 (第1項省略) 2 第4章から第6章まで(第24条第4号、第5号及び第7号を除く。)、第34条、第39条(第5項を除く。)及び第41条の規定は、前項の規定による港湾環境影響評価その他の手続について準用する。この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	(港湾環境影響評価その他の手続) 第50条 (第1項省略) 2 第4章から第6章まで(第24条第2号、第5号、第6号及び第8号を除く。)、第34条、第39条(第5項を除く。)及び第41条の規定は、前項の規定による港湾環境影響評価その他の手続について準用する。この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 24 条 第 2 号	第 20 条第 1 項 の意見の概要	対象港湾計画の名称、目的及び内容
第 24 条 第 3 号	方法市長意見書 に記載された市長の意見	対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域及びその周囲の概況
第 24 条 第 6 号	環境影響評価項目	港湾環境影響評価項目
第 24 条 第 7 号 ア	環境影響評価項目 環境影響の	港湾環境影響評価項目 第 49 条の港湾環境影響（以下「港湾環境影響」という。）の
第 24 条 第 7 号 エ	環境影響	港湾環境影響
第 26 条 第 2 項 で準用する第 19 条第 2 項、第 27 条、 第 28 条 第 2 項 で準用する第 20 条第 2 項、第 29 条第 1 項 及び第 31 条第 1 項	事業者	港湾管理者
第 39 条 第 1 項	第 17 条第 1 項第 2 号又は第 3 号	第 24 条第 2 号
第 39 条 第 3 項	第 17 条から前条まで	第 22 条から第 33 条まで (第 24 条第 4 号、第 5 号 及び第 7 号を除く。)
第 41 条 第 1 項 第 2 号	第 17 条第 1 項第 2 号	第 24 条第 2 号
(第 3 項省略)		

第 24 条 第 3 号	第 20 条第 1 項 の意見の概要	対象港湾計画の名称、目的及び内容
第 24 条 第 4 号	方法市長意見書 に記載された市長の意見	対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域及びその周囲の概況
第 24 条 第 7 号	環境影響評価項目	港湾環境影響評価項目
第 24 条 第 8 号 ア	環境影響評価項目 環境影響の	港湾環境影響評価項目 第 49 条の港湾環境影響（以下「港湾環境影響」という。）の
第 24 条 第 8 号 エ	環境影響	港湾環境影響
第 26 条 第 2 項 で準用する第 19 条第 2 項、第 27 条第 1 項 及び同条第 2 項 で準用する第 19 条の 2 第 2 項から 第 4 項 まで、第 28 条第 2 項で準用する第 20 条第 2 項、第 29 条第 1 項 並びに第 31 条第 1 項	事業者	港湾管理者
第 39 条 第 1 項	第 17 条第 1 項第 2 号又は第 3 号	第 24 条第 3 号
第 39 条 第 3 項	第 17 条から前条まで	第 22 条から第 33 条まで (第 24 条第 2 号、第 5 号、第 6 号及び第 8 号を除く。)
第 41 条 第 1 項 第 2 号	第 17 条第 1 項第 2 号	第 24 条第 3 号
(第 3 項省略)		

	(法対象事業に係る配慮書の案又は配慮書に対する市長の意見形成の手続) 第 57 条の 2 市長は、法第 3 条の 7 第 2 項の指針で定めるところにより、同条第 1 項の配慮書(以下この条において「配慮書」という。)の案又は配慮書の送付を受けたときは、その旨を公告するものとする。 2 市長は、法第 3 条の 7 第 1 項の意見を述べるときは、審査会に対し、当該配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を聴くものとする。 3 市長は、前項の意見を述べたときは、その旨を公告するものとする。
(法の手続との調整) 第 66 条 市長は、法対象事業であったものが法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の修正により法対象事業に該当しないこととなった場合で、当該修正後の事業が第 1 分類事業又は第 2 分類事業に該当し、法の定めるところに従って作成された書類があるときは、当該書類を、法の規定に相当するこの条例の規定による手続を経た書類とみなすことができる。	(法の手続との調整) 第 66 条 第 2 条第 2 号ただし書の規定にかかわらず、法第 2 条第 3 項に規定する第 2 種事業を実施しようとする者(国が行う事業にあつては当該事業の実施を担当する行政機関(地方支分部局を含む。)の長、委託に係る事業にあつてはその委託をしようとする者)が、法第 3 条の 10 第 1 項の規定による環境の保全のために配慮すべき事項についての検討その他の手続を行わずに、法第 4 条第 1 項の規定による届出(同項後段の規定による書面の作成を含む。以下この条において同じ。)又は同条第 6 項の規定により法(法第 4 条を除く。)の規定による環境影響評価その他の手続を行おうとする場合は、当該第 2 種事業を実施しようとする者を計画段階事業者とみなして第 8 条から第 11 条まで並びに第 13 条及び第 14 条の規定を適用する。この場合において、第 13 条第 1 項中「第 17 条第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する方法書を市長に提出し、又は前条第 1 項の規定により配慮市長意見見解書を市長に提出する」とあるのは「法第 4 条第 1 項の規定による届出又は同条第 6 項の規定による通知若しくは書面の作成を行う」と、同項第 1 号中「第 1 分類事業又は第 2 分類事業」とあるのは「法第 2 条第 3 項に規定する第 2 種事業」と、同項第 2 号中「第 1 分類事業」とあるのは「法第 2 条第 3 項に規定する第 2 種事業、第 1 分類事業」と、第 14 条第 1 項中「第 17 条第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する方法書を市長に提出し、又は第 12 条第 1 項の規定により配慮市長意見見解書を市長に提出する」とあるのは「法第 4 条第 1 項の規定による届出又は同条第 6 項の規定による通知若しくは書面の作成を行う」と読み替えるものとする。 2 前項の規定により計画段階事業者とみなされた者が、法第 4 条第 1 項の規定による届出又は同条第 6 項の規定による通知若しくは書面の作成を行うまでの間において、第 8 条第 2 項第 2 号に掲げる事項を変更した場合については、当該変更後の当該事業が第 1 分類事業又は第 2 分類事業に該当するときは、前項の規定により計画段階事業者とみなされた者が行った計画段階配慮その他の手続は当該変更後に計画段階事業

	者となった者が行ったものとみなし、当該計画段階事業者とみなされた者について行われた計画段階配慮その他の手続は当該変更後に計画段階事業者となった者について行われたものとみなす。 3 前項の規定は、第1項の規定により第8条から第11条までの規定による計画段階配慮その他の手続を行った後に法第4条第3項第2号の措置がとられたことにより、第1分類事業又は第2分類事業に該当することとなった場合における計画段階事業者となった者について準用する。 4 第8条から第11条までの規定は、法第3条の10第1項の規定による環境の保全のために配慮すべき事項についての検討その他の手続を行った後に法第4条第3項第2号の措置がとられたことにより、第1分類事業又は第2分類事業に該当することとなった場合における計画段階事業者となった者については、適用しない。 5 市長は、前項の規定により第1分類事業又は第2分類事業に該当することとなった事業について、法の定めるところに従って作成された書類があるときは、当該書類を、法の規定に相当するこの条例の規定による手続を経た書類とみなすことができる。 6 前項の規定は、法対象事業であったものが法第3条の3第1項第2号又は法第5条第1項第2号に掲げる事項の修正により法対象事業に該当しないこととなった場合で、当該修正後の事業が第1分類事業又は第2分類事業に該当し、法の定めるところに従って作成された書類があるときについて準用する。
	附則 (施行期日) 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。 ただし、次項及び附則第3項の規定は公布の日から、第8条第2項の改正規定、第57条の次に1条を加える改正規定及び第66条の改正規定は同年4月1日から施行する。
	(準備行為) 2 この条例による改正後の横浜市環境影響評価条例（以下「新条例」という。）第19条の2の方法書説明会の開催等に係る横浜市環境影響評価条例（以下「条例」という。）第7条に定める技術指針の改定に係る行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例の例により行うことができる。 3 新条例第57条の2の法対象事業に係る配慮書の案又は配慮書に対する市長の意見形成の手続に係る条例第6条に定める配慮指針の改定に係る行為は、平成25年4月1日前においても、新条例の例により行うことができる。

	(経過措置) 4 新条例第 19 条の 2 並びに第 24 条第 2 号及び第 5 号の規定は、施行日以後に条例第 17 条第 1 項の方法書を提出する条例第 2 条第 4 号の対象事業に係る同条第 1 号の環境影響評価、同条第 7 号の事後調査その他の手続について適用し、施行日前に条例第 17 条第 1 項の方法書を提出した条例第 2 条第 4 号の対象事業、条例附則第 3 項の規定により条例の相当する規定により作成された方法書とみなされた書類を提出した横浜市環境影響評価条例による改正前の横浜市環境影響評価条例（平成 10 年 10 月横浜市条例第 41 号。以下「平成 22 年条例」という。）第 2 条第 4 号の対象事業及び平成 22 年条例附則第 4 項の適用のある同項の対象事業に係る条例第 2 条第 1 号の環境影響評価、同条第 7 号の事後調査その他の手続については、なお従前の例による。
--	---